

教 育 委 員 会 会 議 録

(定 例 会)

令和6年1月18日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和6年1月18日(木)				
2	場	所	教育委員会室				
3	開	会	午後3時30分				
4	出席委員		教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	竹 居 秀 子 大 谷 幸 男 石 田 有 世 伊 藤 華 英 小 山 和 也			
5	議場に出席した者		副教育長 管理部長 学校教育部長 生涯学習部長 生涯学習総合センター館長 中央図書館長 管理部参事 管理部参事兼教育政策室長 学校教育部参事兼教職員人事課長 学校教育部参事兼特別支援教育室長 学校教育部参事兼総合教育相談室長 学校教育部参事兼高校教育課長 学校教育部参事兼教育研究所長 学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長 生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長 生涯学習部参事兼うらわ美術館副館長 生涯学習部参事兼生涯学習総合センター副館長 教育総務課長 教育財務課長 学校施設整備課長 学校施設管理課長 学事課長 教職員給与課長 指導1課副参事 指導2課長 健康教育課長 生涯学習振興課長 人権教育推進室長	栗 原 章 浩 高 木 泰 博 野 津 吉 宏 辻 美由紀 岸 聖 一 杉 本 達 洋 丹 能 成 田 中 修 高 山 裕 子 長谷場 明 博 津 田 顕 吾 神 田 剛 広 深 津 健太郎 新 堀 栄 豊 田 由 香 酒 井 浩 志 中 村 和 哉 小 出 博 康 野 口 秀 俊 田 嶋 真 二 溝 上 靖 朗 菱 沼 孝 行 木 村 哲 也 大 森 恵美子 青 木 貴 小 山 敏 明 辰 市 健太朗 釜 浩 美			

文化財保護課長
博物館長
管理課長
6 会議録署名委員 石 田 有 世

柴 田 崇
椿 奈 美
宮 野 充

7 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。
本日の議案について、議案第2号から第9号、及び「その他」の2件については議会に関する案件、議案第10号については人事に関する案件、議案第11号については市内部の協議に関する内容であり、市情報公開条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案は、全て非公開となります。

会議の順番ですが、議案第2号から第11号、「その他」2件の順番で審議することといたします。

なお、議案第4号については、議案説明のあと、その質疑を、前半は管理部及び学校教育部、後半は生涯学習部として事務局の入替えをさせていただきます。また、議案第7号と第8号は内容が関連しておりますので、一括して審議することといたします。

議案第2号 令和6年度教育行政方針について

竹居教育長 それでは議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

教育政策室長 それでは、議案第2号「令和6年度教育行政方針について」を御説明申し上げます。

1月5日の検討会で頂戴いたしました、様々な御指摘を踏まえ修正した項目のうち、主なものについて説明をさせていただきます。

資料につきましては、右上に別冊1とあるものを御覧ください。御指摘を踏まえ修正した箇所については、わかるように網掛けをしてあります。

それでは、表紙をめくり、左ページを御覧ください。

令和6年能登半島地震で被災された方々へのお見舞いを記載いたしました。

右ページ「構成」では、御指摘をいただきました「市民にわかりやすい・伝わりやすい教育行政方針とすること」について、各事業の取組内容を事業名に反映いたしました。

たとえば、施策の柱Ⅰ（１）では、令和６年度から新たな指標による授業改善システムを本格稼働するため、事業名称に『新たな指標を踏まえた』を追記しています。

次に、１ページから９ページにつきましては、教育長年頭訓示を基に作成しております。

続きまして、１０ページ以降の各取組・事業の主な修正について、説明をさせていただきます。

１１ページを御覧ください。

「（２）「さいたま市スマートスクールプロジェクト（SSSP）」の推進」につきまして、ICT機器の活用状況について、前年度、令和４年度の実績と比較できるように追記しております。

続きまして、１８ページを御覧ください。

「（８）新カリキュラムを踏まえた「さいたま市小・中一貫教育」による教育の質の向上」につきまして、これまでも小・中学校の交流が活発に行われてきたことが伝わるように追記しました。

続きまして、２３ページを御覧ください。

「（３）新しい時代のキャリア教育の推進」につきまして、「未来くるワーク体験」について記載するとともに、勤労観・職業観をはぐくむ「未来くるワーク体験」と、起業家的資質・能力をはぐくむ「さいたまエンジン」との違いがわかるようにいたしました。

続きまして、２５ページを御覧ください。

「（５）一人ひとりの教育的ニーズに応じる特別支援教育の推進」につきまして、これまでの取組、前年度（令和５年度）の取組、新年度（令和６年度）の取組という事業計画としてPDCAを意識した記載となるように修正しました。他の事業についても、同様の観点から構成を見直しております。

続きまして、２９ページを御覧ください。

「（９）子どもの個性と多様性に応じた不登校支援の充実」につきまして、「Sola るーむ」の注釈を加えました。

同様に、３３ページ「（１２）「子どものための体力向上サポートプラン」の更なる推進」につきまして、「健幸アクティビティシート」の注釈を加えました。

続きまして、３４ページを御覧ください。

「（１３）学校・家庭・地域が連携した魅力ある食育の充実」につきまして、栄養教諭に関する記載を加えました。

続きまして、３９ページを御覧ください。

「(4) 科学館・博物館・美術館を通じた生涯学習環境整備の推進」につきまして、「さいたま市リーディングエッジ企業」の注釈を加えるとともに、「ハンズオン」を平易な言葉に置き替えました。

続きまして、46ページを御覧ください。

「(3) チャレンジスクールを通じた学びの輪・地域の輪づくりの充実」につきまして、市長部局の「さいたま市放課後子ども居場所事業」との連携・協働について追記しました。

続きまして、48ページを御覧ください。

「(1) 「新たな教師の学びの姿」の具現化」につきまして、教師自身の「主体的・対話的で深い学び」と「研修の高度化の研究」について説明を加えました。また、「研修受講履歴記録システム及び教員研修プラットフォーム」について注釈を加えました。

以上、主な修正箇所について説明させていただきました。御審議の程、何卒よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 23ページの網掛け部分、項目が複数列举されている部分で、一つの項目の説明が長く、結果として文章全体が非常に長くなっております。この部分はわかりやすく、簡潔に表現できないでしょうか。

教育政策室長 わかりやすくなるよう、表現を工夫いたします。

大谷委員 続いて47ページの「ながら見守りボランティア」について、令和6年度に1,000人増とありますが、人員の目算はあるのでしょうか。実績として令和4年度から令和5年度にかけて、どれだけ増員したかについても伺います。

教育政策室長 令和4年度から令和5年度にかけて、既に1,000人程度増えております。

学校教育部長 令和6年度に向けても同程度の増員が可能であるとの見込みから、本件について記載をしているところでございます。

大谷委員 令和5年度にも同様に増員していることについても、記載してはいかがでしょうか。

学校教育部長 令和4年度から令和5年度にかけての増員についても記載したいと思います。

伊藤委員 「Well-being（幸せ）」と表記されていますが、この表記は、何か国で定めがあるなどの理由があるのでしょうか。確かに、一般的に「幸福度」「幸福」などとも言われていますが、この表記の意図についてお伺いいたします。

竹居教育長 国の方で第４期教育振興基本計画が策定され、そこに、御指摘の「ウェルビーイング」についての記載がございます。本市では、一人ひとりの幸せな人生と豊かな社会、この両輪で「幸せ」と呼んでおります。自分が幸せになるためには、自らの身体的な幸せと、その周辺環境が幸せであることが必要であるとの考え方です。６ページにあるように、教育委員会としては、困難や課題を抱えている「目の前にいる子どもの幸せ」と、ＡＩと共存していくであろう「子どもの将来の幸せ」を合わせて、「Well-being（幸せ）を保障する教育」の実現を目指しております。

伊藤委員 さいたま市独自の考え方があるということですね。とても良いと思います。意図について、理解いたしました。

石田委員 ２９ページの「Sola る一む」について、丁寧に説明を入れていただき、感謝申し上げます。大変わかりやすいと思います。

竹居教育長 この注釈についてですが、全体的に行間を詰めることはできますか。それによってページ数の削減にも繋がると思いますので。

教育政策室長 注釈の行間を調整いたします。

小山委員 ３４ページにある「食育」という言葉について、私にとってあまり馴染みのない言葉だったのですが、教育業界では一般的に使用されるものでしょうか。

学校教育部長 教育業界では、「食を通じた教育」ということで、一般的に使用する言葉でございます。

竹居教育長 学校教育において一般的な表現であっても、一般の方々から見てわかりやすい表現になっているか、という視点は重要ですね。

大谷委員 昨年度と比較して、ページ数の増減はいかがでしょうか。

教育政策室長 昨年度より５ページほど少なくなっております。先ほど御指摘のあった行間の調整を行うことで、もう少し削減できるものと思います。

竹居教育長 他にありますか。

それでは、本日は検討会での指摘事項への修正も含め、教育委員の皆様から御意見をいただきました。今後は、２月定例会初日に議場での配布・演説を予定しておりますが、同日に行われます、市長による施政方針との整合など、本日の議案から修正すべき必要が生じた際には、事務局一任ということでよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成により、議案第２号につきましては、「事務局一任」ということで可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第３号 令和５年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

竹居教育長 続きまして、議案第３号について、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 それでは、議案第３号「令和５年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明します。

議案書及び資料は、お手元に配布してある別冊２でございます。

それではまず初めに、１５ページをお願いします。

提案理由でございますが、国庫補助金を活用した小・中学校のトイレ改修工事を実施するための経費の増額、及び各事業における契約差額等によって生じた事業費の減額等について、市長に申出するものです。

少し戻りまして、４ページをお願いします。

第１表「歳入歳出予算補正」でございます。まず上の表、歳入につきましては、右から２つ目、補正額の列を御覧ください。一番下の行、歳入合計５億６,３２７万２千円の増額補正となります。

次に下の表、歳出につきましては、歳出合計４億４,４００万９千円の減額補正となります。詳細については、のちほど御説明します。

次に５ページをお願いします。

第２表「継続費補正」でございます。令和５年度を継続費の最終年度としている一番上の「新設大和田地区小学校整備実施設計事業」は

か3事業については、契約差額や工事進捗にあわせ、令和5年度の年割額及び総額を減額補正するものです。

令和6年度を継続費の最終年度としているもののうち、「武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備実施設計事業」、「指扇小学校校舎改築等設計事業」及び「うらわ美術館空調設備改修事業」の3事業については、令和5年度に契約を締結したことによる契約差額が発生しており、今後の契約変更見込額を考慮した上で、令和6年度の年割額及び総額を減額補正するものです。

上から5番目の「針ヶ谷小学校校舎等改修事業」については、リフレッシュ改修工事において、電線ケーブル類の不足により年度内の事業完了が見込めないため、継続費の年度を令和6年度までに変更するとともに、契約差額等を踏まえ、令和5年度の年割額及び総額を減額するものです。

なお、詳細につきましては、12ページ、13ページに記載しています。

続いて6ページをお願いします。第3表「繰越明許費補正」で、8事業ございます。

1番目の「教育情報ネットワーク推進事業」は、学校施設リフレッシュ推進事業及び放課後児童クラブ改修工事に伴う学校のネットワーク機器等移設業務について、電線ケーブル類の不足に伴う工事の遅れにより、年度内の完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

2、3番目の「小学校施設等維持管理事業」、「小学校施設等整備事業」、5番目の「中学校施設等整備事業」、下から1、2番目の「公民館安心安全整備事業」、「学校給食管理運営事業」は、電線ケーブル類の不足により、工事や修繕、それらに付随する備品移設等の業務について、年度内の完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

4番目の「小学校営繕事業」及び6番目の「中学校営繕事業」は、今回の補正予算で予算化するトイレ改修工事について、年度内の事業完了が見込めないため、また、内谷中学校の給水管改修工事について、入札不調により、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、補正予算の詳細について御説明します。8ページをお願いします。

2月議会に関しましては、年度最後の議会となることから、通常の新たに行う取組に関し予算を増額する補正予算と、各事業の決算見込み額に合わせ予算額を減額する補正予算の2つの要素が入った補正予算となっております。

例えば1億円当初予算を確保していた工事が、7千万円で契約できた場合、不用となる3千万円を減額補正するという、予算額を決算額に合わせるような、決算見込に基づく補正を行うものです。

10、11ページの「2歳出」の事項別明細書を御覧ください。

表の一番右側の説明欄に、各事務事業名を表記してありますが、金額の前に△印がついているものは、先ほど説明いたしました決算見込額に合わせて減額補正を行う事業となっております。また、事業名のみで金額が記載されていない事業は、歳出予算額は変えずに関係する歳入のみ補正を行う事業となっております。8ページの歳入も歳出同様の考え方に基づいた補正予算となります。

続きまして、「通常補正分」として補正を行う事業について御説明します。17ページをお願いします。

上段、学校施設管理課所管の「小学校営繕事業」でございますが、国庫補助金を活用し、馬宮東小学校外16校のトイレ改修工事を行うものです。補正額は20億354万円で、年度内に完了が見込めないため全額繰越明許をするものです。

次に下段の「中学校営繕事業」でございますが、小学校と同様、国庫補助金を活用し、指扇中学校外7校のトイレ改修工事を行うものです。補正額は9億607万円で、こちらも年度内に完了が見込めないため全額繰越明許をするものです。

説明は、以上でございます。

何かありますか。

竹居教育長

確認のためにお伺いします。5ページの減額補正についてですが、これは当初見込んでいた金額よりも安く済んだために、つまり契約差額が生じたために減額を行う、という理解で間違いないでしょうか。

大谷委員

おっしゃるとおりでございます。既に契約が完了し、これ以上の費用がかからないと見込まれるものについて、減額補正を行います。

学校施設整備課
長

他にありますか。

それでは議案第3号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

竹居教育長

<異議なし>

各委員

出席委員全員の賛成により、議案第3号は原案のとおり可決されました。

一番下の段、本年度の欄にありますとおり、216億5,576万4千円で、前年度からは65億7,052万9千円の増加となっております。

次に13ページをお願いします。

10款教育費は「1項 教育総務費」から、15ページの「8項 特別支援学校費」にわたりますが、15ページ1番下の本年度欄合計にありますとおり、令和6年度の教育費の歳出予算額は合計で1,164億5,557万円となっております。

令和5年度当初予算額と比較しますと、109億2,645万9千円の増加となっております。

ちなみに、今回の市全体の一般会計予算額は、今年度より430億円の増加になると聞いております。

後ほど、主な事業として御説明しますが、新設大和田地区小学校整備事業や学校施設リフレッシュ推進事業などのハード整備や、学校給食用食材の物価高に対する支援、令和6年度から開始する学校給食費公会計化に伴う増などが、この教育費予算の増加につながったものと考えております。

続きまして、21ページをお願いします。

21ページ以降が、各事務事業の概要となっております。

人件費以外の教育委員会事務局所管のすべての事務事業を掲載しております。私からは、新規・拡大事業を中心とした主要事業をピックアップする形で、8事業について、簡単ではございますが、御説明します。

最初に30ページ上段、学事課所管「入学準備金・奨学金貸付等事業」、主な事業の「2 大学等進学「夢」支援」を御覧ください。

教育委員会における令和6年度唯一の新規事業でございます、自身が持つ夢や志を叶えようという熱意があるものの、世帯収入が少なく学資の負担が困難な学生に対して、大学等の受験料補助及び入学一時金を支給するものです。

2番目に、37ページ下段、総合教育相談室所管「教育相談推進事業」、主な事業の「4 Growthの充実と「学びの多様化学校」の設置検討」を御覧ください。

不登校等児童生徒支援センター（Growth）において、学習支援等を補助する人材やメタバースを活用したオンライン学習を実施し、新たに「学びの多様化学校」の設置に向け検討を進めるものです。

次に42ページをお願いします。3番目は、「小中学校における水泳授業の民間委託化の拡大」でございます。こちらは、学校施設管理課所管の小学校及び中学校の事業となります。

4 2 ページ上段「小学校施設等維持管理事業（学校施設管理課）」、主な事業の「4」、及び4 7 ページ下段「中学校施設等維持管理事業（学校施設管理課）」、主な事業の「4」、事業名はいずれも「小中学校における水泳授業の民間委託化の拡大」を御覧ください。

教育の質の向上とともに、持続可能で機能性・合理性を高めた教育環境の整備を実現するため、水泳授業の民間委託化を、対象校を増加して行うものです。

4 番目として、4 3 ページ下段、学校施設整備課所管「小学校新設校建設事業」、主な事業の「1 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備の実施設計」を御覧ください。

武蔵浦和駅周辺地区に義務教育学校を整備するための実施設計等を行うものです。

5 番目に、その下「2 新設大和田地区小学校整備事業」を御覧ください。

大和田特定土地区画整理事業の進捗に合わせ、市民利用前提の学校体育施設（プール等）を備えた小学校、保育所等を一体的に整備するための工事等を行うものです。

続きまして、4 4 ページをお願いします。6 番目は、「学校施設リフレッシュ推進事業」でございます。こちらは、学校施設整備課及び学校施設管理課所管の小学校及び中学校の事業となります。

4 4 ページ上段「小学校施設等整備事業」、主な事業の「1」、下段「小学校営繕事業」、主な事業の「4」、4 9 ページ上段「中学校施設等整備事業」、主な事業の「1」、下段「中学校営繕事業」、主な事業の「3」、事業名はいずれも「学校施設リフレッシュ推進事業」を御覧ください。

学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、学校施設の大規模改修工事や工事を実施するための実施設計等を行うものです。

次に7 番目として、6 3 ページ下段、健康教育課所管「学校給食管理運営事業」、主な事業の「学校給食費の公会計化」を御覧ください。

各学校で徴収管理されている学校給食費を、令和6 年度から本市の歳入歳出予算とする公会計化を実施し、学校給食費の徴収管理及び未納者の債権管理を行うものです。

最後に、その下「6 学校の給食用食材の物価高に対する支援」を御覧ください。

栄養バランスや量を保った給食の提供を確保するため、学校の給食用食材の物価高による価格改定分を公費負担します。

説明は以上でございます。

竹居教育長 ただいま御説明をいただいた予算案のうち、管理部及び学校教育部の部分について、何かありますか。

大谷委員 教育委員会の新年度予算の中で、目新しいもの、新規事業として「これ」というものを挙げるとすれば、何かございますか。

教育財務課長 金額が大きく、目新しいものということで、学校給食費の公会計化事業が挙げられます。50億円規模の目玉事業になると思います。また、大和田地区の小学校、武蔵浦和の義務教育学校の施設整備が動いておりますが、こちらも金額の大きなものになります。

新規事業といたしまして、先ほども御説明いたしました、学事課で行う大学等進学「夢」支援事業ということで、大学受験の際の費用を援助するものがございます。

あとは、教育委員会として取り組んでおりますG r o w t hの事業ですとか、中学校の体育館への空調整備、水泳事業の民間委託化の拡大、こういったところが大きな事業になると思います。

大谷委員 4ページに「寄附金」とありますが、これは何でしょうか。「財産運用収入」や「財産売払収入」についても教えていただけますでしょうか。

教育財務課長 まず「財産売払収入」ですが、その中の「物品売払収入」が非常に金額が大きいのですが、これは給食費の公会計化に伴う「賄材料費」でございます。保護者から徴収する給食費であり、約56億円になります。

健康教育課長 今回公会計化を行うに当たり、保護者から集める食材費について、キャッシュレス決済に対応するため、一般の私人に委託するという扱いになります。地方自治法上、予算の費目としては「財産売払収入」として要求する必要があるものでございます。

大谷委員 歳入としてお金は入ってきますが、同じ金額が歳出として出ていくという理解でよろしいでしょうか。

副教育長 おっしゃるとおりでございます。保護者からお預かりした給食費は歳入予算に計上されますが、それとは別に、給食の食材を購入する予算を各学校に配当します。そちらが、賄材料費として歳出予算に計上

されております。従って、「財産売払収入」という名称ではありますが、市の財産になるものではない、ということでございます。

教育財務課長 「寄附金」についてでございます。教育委員会において、学校を指定してふるさと納税の形で寄附金を受ける「MY SCHOOL ファンド」という制度を今年度の7月から始めました。学校を応援する寄附金があった際に、それを受け入れるための歳入予算でございます。

学校施設管理課長 「財産運用収入」でございますが、一例として、土地の中に電柱を建てるような場合、使用料を徴収することになります。その使用料が「財産運用収入」になります。

石田委員 43ページ、大和田地区小学校新設事業のところで、「小学校、保育所等を一体的に整備」とありますが、「等」は何を指すのでしょうか。

学校施設整備課長 一体的な整備に含まれるのは放課後児童クラブでございます。

大谷委員 教育費全体として、昨年度との比較でどれだけ増減があったのかを確認させてください。

教育財務課長 令和5年度予算において、一般会計に占める教育費の割合は15.8%でしたが、令和6年度では16.4%になります。

他にありますか。

竹居教育長 ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、議案第4号の審議を再開いたします。

竹居教育長 それでは再開します。先ほど御説明をいただいた予算案のうち、生涯学習部の部分について、何かありますか。

石田委員 57ページ、文化財保護事業の金額が減っているようですが、要因について教えてください。

文化財保護課長 昨年度より3千万円ほど減っておりますが、見沼通船堀東縁の園路工事が令和5年度までで終了したことによるものでございます。

他にありますか。

竹居教育長 それでは、全体を通しまして、議案第4号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

＜異議なし＞

各委員 出席委員全員の賛成により、議案第4号は原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

竹居教育長

議案第5号 さいたま市立原山小学校（7・18・21・24・25棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

竹居教育長 それでは再開いたします。議案第5号について事務局から説明をお願いします。

学校施設整備課長 議案書1ページをお願いいたします。

 議案第5号「さいたま市立原山小学校（7・18・21・24・25棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について」を御説明いたします。

 本議案は、記以下にありますとおり、原山小学校のリフレッシュ改修工事請負契約を締結したいので、市長に申出するものでございます。3の契約金額は、6億2,277万7,100円でございます。4の契約の相手方は、三ツ和・山一特定共同企業体でございます。

 次に工事の概要を御説明いたしますので、議案書3ページをお願いいたします。

 改修する建物は、4の構造規模のところに記載してあるとおりでございますが、校舎2棟、屋内運動場とプールの付属棟及び給食室棟でございます。5の工期は、議会の議決を得たる日、すなわち3月中旬から令和7年3月13日の約1年間となります。6の改修の内容でございますが、屋上の防水工事、また、外壁改修工事に加え、建具や内装工事といった、建物の外側から内側にいたるすべて、いわゆるフルリニューアル工事でございます。

 次に4ページをお願いいたします。ここからは、図面などになってまいります。まず、地図を御覧ください。

 原山小学校は、JR浦和駅の東、約1.3kmの緑区原山1丁目の産業道路沿いに位置しております。配置図にありますとおり、網掛けがかかっているところが、今回の契約で工事をする部分でございます。令和6年3月から令和7年3月の約1年間にかけまして、こ

の部分で、工事してまいります。一番築年数が経っている棟は③の棟で、築55年でございます。

一方で、白抜きになっている部分につきましては、別の契約で、別の期間に工事するところでございます。

今回の網掛け部分を工事するにあたりましては、配置図の中のちょうど、「グラウンド」と書いてある部分に、現在、仮設校舎を建設しておりまして、その仮設校舎が出来上がりましたら、児童たちに移っていただき、工事を進めてまいります。

さらに、④のところは給食室棟でございますが、給食室の工事にあたりましては、中央区にあります、給食センターで作った給食を配送してまいります。

次に5ページから9ページまでは各階の平面図となっております。

最後に、10ページをお願いします。

今回の契約に関する開札記録票となります。一番下段にある失格基準は、この金額を下回って入札した場合は、失格となるものです。入札は基本的に一番安い価格を提示した業者が落札となりますが、品質確保の観点から、あまり安すぎでは適正な工事が確保されないとして定める基準でございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

石田委員

仮設校舎を建設するとのことですが、グラウンドは残るのでしょうか。

学校施設整備課長

狭くなつてしまいましたがグラウンドは残ります。体育授業など影響は出てしまいましたが、その中で運営していただく形となります。

石田委員

給食配送のための道もグラウンドにできるのでしょうか。

学校施設整備課長

おっしゃるとおり、給食配送のための搬入路もグラウンドにつくることになります。

石田委員

10ページのところ、3者が同額での入札となっておりますが、何か理由があるのでしょうか。

学校施設整備課長

3者の入札金額5億6,616万1千円ですが、下の方に記載のある失格基準総額と同額となっております。通常は予定価格を公表せず

入札するのですが、今回、この工事を発注するにあたり予定価格が事前に告示されております。また、失格基準の計算式もさいたま市ホームページで公表されておりますので、入札業者は予定価格や失格基準の計算式をふまえ、今までの知見に基づきかなり研究され、ぎりぎりのところで入札されているということでございます。

大谷委員

説明のありました予定価格、これ以下にしてほしいという価格だと思うのですが、公表されているということでしょうか。

それから、失格基準の計算式も公表されているとの説明がありましたが、一般の感覚からしますと千円単位でも同額というのは大丈夫なのかという気がします。この点についてはいかがでしょうか。

学校施設整備課
長

教育委員会のみならず、他の公共施設の入札につきましても同様の取り扱いがされております。これは、市の契約制度を所管する財政局が点検し運用しておりますので、何ら問題はございません。

副教育長

別の部署の工事でも最近は同様の取り扱いがされておりますので、問題はございません。

大谷委員

このリフレッシュ工事では仮設校舎を建てて行っていて、躯体は改修しないということなのですが、耐震上は問題ないということなのでしょうか。

学校施設整備課
長

躯体も健全で耐震補強も終わっており、安全な建物でございます。リフレッシュ工事は子どもたちが勉強しながらの対応になりますので、どうしても仮設校舎を建ててということになります。夏休み期間を活用するなど工夫していますが、終わらないというところでございます。

竹居教育長

他にありますか。

それでは、議案第5号について、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで15分の休憩といたします。

議案第 6 号 さいたま市立谷田小学校（１・３１・３２棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

竹居教育長 それでは再開します。続きまして、議案第 6 号について事務局から説明をお願いします。

学校施設整備課 議案書 11 ページをお願いいたします。

長 議案第 6 号「さいたま市立谷田小学校（１・３１・３２棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について」御説明いたします。

本議案は、記以下にありますとおり、谷田小学校のリフレッシュ改修工事請負契約を締結したいので、市長に申出するものでございます。３の契約金額は、５億 2, 272 万 3, 300 円でございます。４の契約の相手方は、不動・川村特定共同企業体でございます。

次に工事の概要を御説明いたしますので、議案書 13 ページをお願いいたします。

改修する建物は、４の構造規模のところに記載してあるとおりでございますが、校舎 1 棟と給食室棟及び配膳室でございます。５の工期は、議会の議決を得たる日、すなわち 3 月中旬から令和 7 年 12 月 5 日の約 1 年と 9 か月となります。６の改修の内容でございますが、先ほどの議案と同様、いわゆるフルリニューアル工事でございます。

14 ページから 18 ページまでは、図面などになってまいります。

谷田小学校については、最も古い校舎で築 52 年でございます。改修工事に当たり、仮設校舎を建設して対応いたします。

最後に、19 ページが、先ほどの議案と同様、今回の契約に関する開札記録票となります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

何かありますか。

竹居教育長

大谷委員 こちらも躯体には手を入れずに改修を行うとのことですが、改修を行うことで建物を 20 年持たせるのかあるいは 100 年持たせるのかなど、目安のようなものはあるのでしょうか。

本件につきましては、次の改修は 20 年後になります。さいたま市の取り決めとしましては、公共施設は 60 年使用することとされてお

学校施設整備課長　　り、６０年経過時点で躯体が健全であれば８０年まで使用するとしております。

　　そうしますと、各学校の躯体についてそれぞれ判断するということになりますでしょうか。

大谷委員

　　個々に判断することとなります。

学校施設整備課長

　　他にありますか。

竹居教育長

　　それでは、議案第６号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

　　＜異議なし＞

各委員

　　出席委員全員の賛成により、議案第６号は原案のとおり可決されました。

竹居教育長

議案第７号　さいたま市立本太中学校（６・７・８・９・１０・１８・２０・２５・３３・３４棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

議案第８号　さいたま市立本太中学校（６・７・８・９・１０・１８・２０・２５・３３・３４棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約について

竹居教育長

　　続きまして、議案第７号と第８号について事務局から説明をお願いします。

学校施設整備課長

　　議案書２０ページをお願いいたします。

　　議案第７号「さいたま市立本太中学校（６・７・８・９・１０・１８・２０・２５・３３・３４棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について」と、議案書２３ページの議案第８号「本太中学校（６・７・８・９・１０・１８・２０・２５・３３・３４棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約について」は、関連がございますので一括して御説明いたします。

　　はじめに議案書２０ページをお願いいたします。本議案は、記以下にありますとおり、本太中学校のリフレッシュ改修の建築工事請負契約を締結したいので、市長に申出するものでございます。３の

契約金額は、１１億３，６８７万９，７００円でございます、４の契約の相手方は、佐伯工務店・佐伯リフォーム特定共同企業体でございます。

続きまして、議案書２３ページをお願いいたします。

本議案は記以下にありますとおり、本太中学校のリフレッシュ改修の機械設備工事請負契約を締結したいので、市長に申出するものでございます。３の契約金額は、３億４，３４６万９，５００円でございます、４の契約の相手方は、株式会社ケーアイでございます。

次に工事の概要を御説明いたしますので、議案書２５ページをお願いいたします。

改修する建物は、４の構造規模のところに記載してあるとおりでございますが、校舎４棟、屋外トイレと石油庫及び給食室棟でございます。５の工期は、議会の議決を得たる日、すなわち３月中旬から令和７年１１月２８日の約１年と８か月となります。６の改修の内容でございますが、先ほどの議案と同様、いわゆるフルリニューアル工事でございます。また、機械設備工事については、クーラーや換気設備、衛生器具、これはトイレの便器等ですが、そのほか、給排水設備や消防設備などのリニューアル工事となります。

２６ページから２９ページまでは、図面などになってまいります。

本太中学校については、最も古いもので、築５７年経過しております。

最後に、２２ページと３０ページをお願いします。今回の契約に関する開札記録票となります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

何かありますか。

竹居教育長

大谷委員

受託者が共同体となっていることが多いのですが、１者でも良いのか金額によりそのようにしなければならない等決まりがあるのかお伺いします。

それから、本件ですと築５７年の建物をリフレッシュし、７７年使用する。さらに躯体が健全ということになると９７年まで使用することがあるのかお伺いします。

共同体となるかは金額で決まっており、５億円以上では２者、１５億円以上では３者と、さいたま市で定めております。

学校施設整備課長 建物の使用につきましては最長で８０年としておりますので、９７年まで使用するということはございません。

社名を見ると、関連企業で共同体としているところもあるようですが、問題はないのでしょうか。

大谷委員

各社法人登記をされておりますので問題ないものと考えております。

学校施設整備課長

他にありますか。

竹居教育長

それでは、議案第７号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

<異議なし>

各委員

出席委員全員の賛成により、議案第７号は原案のとおり可決されました。

竹居教育長

続いて、議案第８号について、原案のとおりとしてよろしいですか。

<異議なし>

各委員

出席委員全員の賛成により、議案第８号は原案のとおり可決されました。

竹居教育長

議案第９号 議決事項の一部変更について（さいたま市立三橋小学校（５－１、－２・６－１、－２・１８・２６棟）・公民館リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）

竹居教育長

続きまして、議案第９号について事務局から説明をお願いします。

学校施設整備課長

議案書３１ページをお願いいたします。

議案第９号「議決事項の一部変更について（さいたま市立三橋小学校（５－１、－２・６－１、－２・１８・２６棟）・公民館リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）」を御説明いたします。

本議案は、令和5年6月議会において議決をいただきました三橋小学校と公民館のリフレッシュ改修工事請負契約につきまして、記以下に記載のとおり、契約金額を変更したいので、市長に申出するものでございます。

概要につきまして御説明いたしますので、議案書33ページをお願いいたします。

1の工事名称から4の工事概要につきましては、当初の契約から変更はございません。

なお、この工事につきましても、校庭に仮設校舎を建設し、児童に移っていただいてから工事を実施しております。また、一番築年数が経過している校舎は、築54年でございます。

5の変更内容ですが、①当初の請負金額、13億5,844万1,700円に対しまして、②のとおり5,843万2,000円を増額し、①+②変更後請負金額を14億1,687万3,700円とするものでございます。

最後に6の変更概要でございしますが、令和5年6月30日に議決をいただき、工事に着手しておりましたが、さいたま市建設工事請負契約基準約款第26条第6項に基づき、受注者からインフレスライドによる請負代金額変更の請求がありましたため、請負金額を増額するものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

インフレスライドの額は受託者からの要請どおりの額ではないということでしょうか。

学校施設整備課
長

要請どおりではございません。市で積算した額の方が安価となります。

竹居教育長

他にありますか。

それでは、議案第9号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第10号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第11号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

その他 学校給食費の価格改定について

竹居教育長 続きまして、その他の1件目について事務局から説明をお願いします。

健康教育課長 それでは、「学校給食費の価格改定について」を御説明させていただきます。

資料はお手元の別冊4の2ページ、「1. 学校給食費の現状」を御覧ください。

現在、学校給食の食材購入費用は、保護者等から徴収する学校給食費と、物価高騰分の補助を公費で補い賄っております。

学校給食費は、現在小学校月額4,380円、中学校月額5,130円を徴収しております。物価高騰分の補助は、令和4年9月から開始し、令和5年度現在で小学校1食あたり31円、中学校1食あたり39円の補助を行っているところです。

続きまして、「2. さいたま市の学校給食を取り巻く環境と影響」を御覧ください。

主食や牛乳の価格は、予算を要求した時点で平成31年度と比較して給食1食あたり小学校13.23円、中学校14.42円上昇しております。また、物価上昇率も平成31年度と比較して、平均で10.83%上昇しています。物価上昇による副食への影響額につきましても、給食1食あたり小学校16.17円、中学校21.12円となっており、現在も物価が上昇しているところでございます。

続きまして、「3. 物価高騰による学校給食への影響」になりますが、食材価格の上昇により食材の質や献立の充実度、地場産物使用割合等の低下を招く恐れがございます。

3 ページを御覧ください。

そのため、「4. 学校給食費の改定案」のとおり、令和6年度より令和5年度の物価高騰分の補助相当額にあたる、小学校及び特別支援学校小学部につきましては1食あたり31円、中学校、中等教育学校、特別支援学校中・高等部につきましては39円を改定するものでございます。

なお、学校給食費の価格改定を行いますが、引き続き保護者負担の軽減策として、保護者から徴収する学校給食費につきましては、物価高騰前の金額に据え置く予定でございます。

続きまして、「5. 今後のスケジュール」について御覧ください。

令和6年度より学校給食費の公会計化により、学校給食費は市の歳入歳出予算に計上するため、本市議会の予算議案となることから、議会の会派代表に事前説明を行った上で御審議いただく予定です。

令和6年3月に、本市議会で予算案が可決されましたら、学校や保護者への周知を行ってまいります。

最後に「6. 学校給食費の改定の効果」でございますが、改定により学校給食の質の低下を阻止し、食育を推進することで、安全でおいしい給食を引き続き本市の児童生徒に提供していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

保護者負担が増えるのかどうかを確認させてください。また、県内でも他の自治体では給食費の無償化が進んでいるようですが、そういった要望等は本市にもあるのでしょうか。

健康教育課長

物価高騰による価格改定を行った分については、市の財政で補填をいたしますので、保護者負担は現状と変わりません。また、他自治体において給食費の無償化が進んでいることは承知しております。本市への無償化に関する要望も実際にいただいているところでございます。

竹居教育長

他にありますか。

それでは、この件については終了といたします。

その他 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続きまして、その他の2件目について事務局から説明をお願いします。

健康教育課長 それでは、「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

資料はお手元の別冊5の2ページを御覧ください。

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則は、市の予算となる学校給食費の額を決定していることから、市長規則で定めているため、議案ではなく事前報告を行うものです。

先ほどの説明のとおり、学校給食費の改定を行うことから、学校給食費の額について所要の改正を行うものでございます。3ページの備考1を御覧ください。改定後の給食1食あたりの金額は、小学校が291円、中・中等教育学校が356円、特別支援学校小学部が345円、特別支援学校中・高等部が394円となります。ただし、児童生徒については物価高騰分を公費で補助することから、物価高騰前の金額に据え置きます。また、特別支援学校においてはひまわり特別支援学校とさくら草特別支援学校で金額が異なっておりますが、令和6年度からは同一金額とし、学校間の格差を無くします。

本規則は市の予算である学校給食費を定めていることから、令和6年度当初予算議案が本市議会で可決後に関係各課と協議の上、改正・公布の手続きを行ってまいります。

施行期日は公布日施行でございますが、元の規則の施行日が、学校給食費が公会計化される令和6年4月1日となりますので、本規則も適用は令和6年4月1日となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

何かありますか。

竹居教育長 それでは、この件については終了といたします。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後 5 時 5 0 分